



島根県報

令和元年7月23日（火）

号外第30号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第155号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和元年 7月23日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
一般国道	187号	鹿足郡吉賀町真田79番3地先から同1337番1地先まで	前	14.50～ 30.50	1,610.00	益田県土整備事務所津和野土木事業所	拡幅
			後	14.50～ 30.50	1,610.00		
県道	本庄福富松江線	松江市大海崎町字障子谷558番3地先から同町字石場459番1地先まで	前	14.00～ 36.50	203.00	松江県土整備事務所	災害防除工事 拡幅
			後	17.90～ 55.00	203.00		
〃	掛合大東線	雲南市大東町西阿用195番4地先から同208番1地先まで	前	12.95～ 20.47	30.94	雲南県土整備事務所	減幅 土地所有者へ返還
			後	11.47～ 19.53	30.94		
〃	田所国府線	邑智郡邑南町市木9番2地先から同216番1地先まで	前	5.00～ 15.90	950.00	県央県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	8.60～ 40.46	1,083.00		

島根県告示第156号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和元年7月23日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	261号	邑智郡邑南町井原2868番5地先から同2860番地先まで	メートル 154.00	令和元年 7月23日	県央県土整備 事務所	
〃	〃	邑智郡邑南町井原2850番1地先から同2794番2地先まで	451.00	令和元年 7月23日		
県道	浜田作木線	邑智郡邑南町日貫4772番3地先から同1595番6地先まで	178.00	令和元年 7月23日		
〃	〃	邑智郡邑南町日貫1598番3地先から同1624番6地先まで	150.00	令和元年 7月23日		